

# 1 この手引で使用する用語の説明

## (1) 公職の候補者

この手引では、公職の候補者を、公選法 86 条から 86 条の 4 の規定により候補者として届出があった者、当該候補者となろうとする者（立候補を予定している者）及び公職にある者（現職の者）をいい（規正法 3 条④）、公選法でいう「公職の候補者等」と同意語として扱っています。

また、公職とは、公選法 3 条の規定により「衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長（都道府県知事、都道府県議会の議員、特別区の長、特別区議会の議員、市町村の長及び市町村議会の議員）」の職を指しています。

## (2) 特定の公職の候補者

「特定の公職の候補者」は、(1)で述べた公職の候補者のうち、「①衆議院議員、②参議院議員、③都道府県知事、④都道府県議会の議員、⑤政令指定都市の長及び⑥政令指定都市の議会の議員」を指します。

この特定の公職の候補者を推薦し又は支持することを本来の目的とした政治団体（後援団体といいます。）のうち被推薦書又は国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を提出している団体、現職の国会議員が主宰する政治団体及び現職の国会議員が主要な構成員である政治団体で国会議員氏名届を提出している団体に対し個人が寄附をしたときに、所得税法上の特定寄附金とみなされ「寄附金控除」の対象となります（租税特別措置法 41 条の 18）。これらの団体を「適格団体」といいます。

なお、この特定の公職の候補者が当該選挙に立候補したときは、その「選挙運動に関する寄附」についても、同様に寄附金控除の対象となります。

## (3) 特定寄附（規正法 19 条の 4）

特定寄附とは、公職の候補者自身が政党から受けた寄附を、自ら指定した資金管理団体に寄附したものといいます。この場合、受けた年に係る収支報告書に、当該公職の候補者からの寄附のうち政党から受けたものについて團と表示して報告します。

なお、この特定寄附は寄附の量的制限の対象になりません。

#### (4) 金銭等

金銭等とは、規正法 4 条 1 項でいう「金銭その他政令で定める財産上の利益」をいいます。また、財産上の利益は、「有価証券」（規正令 2 条）を指していることから、金銭等とは「金銭及び有価証券」をいいます。

なお、有価証券とは小切手、商品券、公社債券等私法上の有価証券をいいます。

#### (5) 一定期間（公選法 199 条の 5）

公選法では、公職の候補者の後援団体が一定期間内に行う行事等において寄附する行為を禁止しています。

この一定期間については、次のように選挙によって異なります。特に、便乗補欠選挙及び便乗再選挙については、便乗される選挙により、一定期間が異なりますので、注意が必要です。

- ① 衆議院議員総選挙 ..... 任期満了の日の 90 日前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで
- ② 参議院議員通常選挙 ..... 任期満了の日の 90 日前から選挙の期日まで
- ③ 地方公共団体の選挙 ..... 任期満了の日の 90 日前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで
- ④ 補欠選挙・再選挙 ..... 選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで

#### (6) 選挙区内にある者

公選法 199 条の 2 等で定める「選挙区内にある者」は、自然人・法人を問わず、当該選挙区内に住所・居所がある者に限らず、一時滞在者や通行人も含みます。人格なき社団（任意団体）や国・地方公共団体も同様に含まれます。